

公 欠 願

年 月 日

高崎商科大学学長 殿
高崎商科大学短期大学部学長 殿

学 科 _____ 科
学籍番号 _____
氏 名 _____

下記の事由により欠席しましたので、公欠として取り扱ってくださるようお願い致します。

記

1. 理 由

2. 欠席した授業科目

(注) 公欠理由を証明する書類等を添付 (忌引きの場合は会葬礼状等)

(注) 黒のボールペンまたは万年筆で記入すること

月/日	時限	科目名	教員名	月/日	時限	科目名	教員名

履修規程【大学：第6条第1項、短大：第7条第2項】第__号に該当するため、
同規程【大学：第2項及び3項、短大：第3項及び4項】に基づき、
__月__日から__月__日までの__日間の欠席を公認欠席として許可する。

学 長	事務局長	事務局次長	教学課長	教務 G 長	学生 G 長	教務受付 (/)

_____先生

上記公欠に関して、受講科目の学修の機会をご提供いただきますよう、よろしくお願い致します。

署 名 _____

※ご担当の先生におかれましては、申請者に課題・補習等にてご指導いただき、
適切な学修となるよう、ご対応よろしくお願ひいたします
※学修機会の提供後、
右記、科目担当教員欄にご捺印の上、学生に返却してください。

科目担当教員	出欠入力確認

※参考資料

【高崎商科大学 履修規程】

第6条 公認欠席(以下「公欠」という。)とは、学則第11条に定める休業日以外の日において、次の各号の一に該当するものをいい、学生の不利益とならないように取り扱うものとする。

- (1) 配偶者及び2親等以内の親族の死亡による忌引(配偶者、父母(養父母を含む)、祖父母、兄弟、姉妹)
 - (2) 災害または交通機関の事故やスト等により、通学不能の場合
 - (3) 学校保健安全法施行規則第19条に基づく伝染病に罹患した場合
 - (4) 学生が本学代表として、大学が特に認める行事に参加する場合
 - (5) その他、本学が特に必要と認めた場合
- 2 公欠を認める日数(期間)は、次のとおりとする。
- (1) 前項第1号については次のとおりとする。
 - ① 配偶者が死亡のときは7日以内
 - ② 父母(養父母)が死亡のときは7日以内
 - ③ 祖父母、兄弟、姉妹が死亡のときは3日以内
 - (2) 前項第2号については、証明書に記載されている時間または日数とする。
 - (3) 前項第3号については、学校保健安全法施行規則第20条に定める日数または医師の診断書による日数とする。
 - (4) 前項第4号及び第5号については、本学が必要と認めた時間または日数とする。
- 3 前項の定めに関わらず、遠隔地の場合や特別に事由のある場合は、必要に応じて公欠を認める日数(期間)を延長することができる。
- 4 公欠の取扱いを受けようとする者は、所定の公欠願に次の書類を添付し、本条第2項 第4号及び第5号の場合は事前に、それ以外の事由の場合は事後1週間以内に事務局に提出し、学長の許可を受けなければならない。
- (1) 第2項第1号については、会葬礼状等
 - (2) 第2項第2号については、事故・遅延証明書等
 - (3) 第2項第3号については、医師の診断書
 - (4) 第2項第4号及び第5号については、学生団体が加盟している連盟の開催案内状等
- 5 公欠は、欠席日数に算入する。

【高崎商科大学短期大学部 履修規程】

第7条 公認欠席(以下「公欠」という。)とは、学則第10条に定める休業日以外の日において、本条第2項の一に該当するものをいい、学生の不利益とならないよう取り扱うものとする。

- 2 公欠の対象となるのは、次の各号の一に該当する場合をいう。
- (1) 配偶者及び2親等以内の親族の死亡による忌引(配偶者、父母(養父母を含む)、祖父母、兄弟、姉妹)
 - (2) 災害または交通機関の事故やスト等により、通学不能の場合
 - (3) 学校保健安全法施行規則第19条に基づく伝染病に罹患した場合
 - (4) 学生が本学代表として、大学が特に認める行事に参加する場合
 - (5) その他、本学が特に必要と認めた場合
- 3 公欠を認める日数(期間)は、次のとおりとする。
- (1) 前項第1号については次のとおりとする。
 - ① 配偶者が死亡のときは7日以内
 - ② 父母(養父母)が死亡のときは7日以内
 - ③ 祖父母、兄弟、姉妹が死亡のときは3日以内
 - (2) 前項第2号については、証明書に記載されている時間または日数とする。
 - (3) 前項第3号については、学校保健安全法施行規則第20条に定める日数または医師の診断書による日数とする。
 - (4) 前項第4号及び第5号については、本学が必要と認めた時間または日数とする。
- 4 前項までの定めに関わらず、各項とも遠隔地の場合や特別に事由のある場合は、公欠を認める日数(期間)に必要な日数を加えることができる。
- 5 公欠の取扱いを受けようとする者は、所定の公欠願に次の書類を添付し、本条第2項 第4号及び第5号の場合は事前に、それ以外の事由の場合は事後1週間以内に事務局に提出し、学長の許可を受けなければならない。
- (1) 第2項第1号については、会葬礼状等
 - (2) 第2項第2号については、事故・遅延証明書等
 - (3) 第2項第3号については、医師の診断書
 - (4) 第2項第4号及び第5号については、学生団体が加盟している連盟の開催案内状等
- 6 公欠は、欠席日数に算入する。